

国官参航安第 181 号
令和 8 年 6 月 12 日

日本航空株式会社
安全統括管理者殿

国土交通省航空局安全部長

客室乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理システムについて
(厳重注意)

本年 5 月 23 日の JAL252 便（広島→羽田）に乗務予定だった客室乗務員 2 名が、乗務前日に貴社運航規程に定める飲酒に係る規定に違反した飲酒を行い、うち 1 名の先任客室乗務員が事前検査（社内検査）でアルコールを検知し乗務を取りやめた結果、乗務員交代に時間を要し、当該便に 42 分の遅延が生じることとなった。

当該先任客室乗務員は、時間経過によるアルコール濃度の数値の低下を期待し、宿泊先出発前に実施すべき事前検査（社内検査）を空港出頭まで遅らせたこと、当該客室乗務員 2 名は貴社の聞き取りに対し虚偽の報告を行ったことを踏まえれば、乗務前日の飲酒について、規定に違反した事実を隠ぺいしようとしたと認められる。

また、同乗する客室乗務員から先任客室乗務員に対して、事前検査（社内検査）を実施するよう再三指摘が行われていたにもかかわらず、組織としてこのような状況を把握できず乗務可否を速やかに判断するには至らなかったことは安全管理システムが十分に機能していたとは言えない上、貴社において繰り返し飲酒事案が発生していることは、社員一人一人に安全意識がいまだに徹底されていないと言わざるを得ない。

したがって、本事案の要因分析を行った上で、貴社において飲酒事案を根絶するための飲酒対策を含む安全確保に関する意識の再徹底を図るとともに、アルコール検査体制の再構築を含め安全管理システムが継続的に適切に機能するために必要な是正を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 8 年 7 月 17 日までに文書で報告されたい。

以上